

## 告示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細田 哲也

#### 一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

- |             |                             |
|-------------|-----------------------------|
| 一般国道 四百六十三号 | 越谷市神明町二丁目地先から同市大字小曾川地先まで    |
| 県道 さいたま春日部線 | 春日部市下蛭田地先から同市粕壁東二丁目地先まで     |
| 越谷野田線       | 越谷市大沢四丁目地先から北葛飾郡松伏町大字魚沼地先まで |
| 三郷松伏線       | 三郷市三郷三丁目地先から同市早稲田八丁目地先まで    |
| 草加流山線       | 草加市松江二丁目地先から三郷市早稲田一丁目地先まで   |
| さいたま草加線     | 草加市小山二丁目地先から同市栄町一丁目地先まで     |
| 松伏春日部関宿線    | 北葛飾郡松伏町大字魚沼地先から同郡同町大字魚沼地先まで |
| 越谷岩槻線       | 越谷市大字南荻島地先から同市大字野島地先まで      |
| 足立越谷線       | 草加市谷塚二丁目地先から越谷市大字下間久里地先まで   |
| 越谷流山線       | 越谷市瓦曾根二丁目地先から三郷市早稲田八丁目地先まで  |
| 松戸草加線       | 三郷市鷹野三丁目地先から草加市瀬崎二丁目地先まで    |
| 台東川口線       | 草加市遊馬町地先から同市遊馬町地先まで         |
| 葛飾吉川松伏線     | 三郷市天神一丁目地先から北葛飾郡松伏町大字松伏地先まで |
| 春日部菖蒲線      | 春日部市梅田三丁目地先から同市内牧地先まで       |

〃	野田岩槻線	北葛飾郡松伏町大字金杉地先から越谷市大字平方地先まで
〃	平方東京線	八潮市大字大曾根地先から同市大字浮塚地先まで
〃	吉場安行東京線	草加市谷塚上町地先から同市谷塚上町地先まで
〃	川口草加線	草加市柳島町地先から同市谷塚仲町地先まで
〃	越谷八潮線	越谷市東越谷三丁目地先から同市西方二丁目地先まで
〃	八潮三郷線	八潮市大字浮塚地先から三郷市上口三丁目地先まで
〃	松戸三郷線	三郷市鷹野一丁目地先から同市鷹野五丁目地先まで
〃	蒲生岩槻線	越谷市大字西新井地先から同市大字西新井地先まで
〃	上笹塚谷口線	三郷市谷口地先から同市谷口地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

平成二十九年四月一日